

監事監査報告書

令和8年5月26日

学校法人常陽学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人常陽学園

監事 山吹直幸

監事 高橋 有香子

私たち監事は、私立学校法第52条第1項第1号及び学校法人常陽学園寄附行為第29条の規定に基づき、学校法人常陽学園（以下「法人」という。）の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び職員から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条第3号）を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類等（計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書）及び財産目録はその収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人東和監査法人の監査の方法及び結果は相当であることを認めました。

以 上